

国立病院の機能強化を求める意見書

全国47都道府県に設置されている独立行政法人国立病院機構及び国立高度専門医療研究センター（以下「国立病院」という。）は、がん・救急医療等の地域医療のほか、筋ジストロフィー・重症心身障害等の医療、感染症や災害時の医療等、他の医療機関では実施困難な分野をセーフティネットとして支える重要な役割を担っている。

新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」という。）の感染拡大時には、感染症対策のみならず日本の医療体制のぜい弱さが浮き彫りとなった。患者を受け入れる病院、病床、スタッフの不足等、医療体制がひっ迫した状態が続き、新型コロナに感染しても、療養施設や自宅での待機を余儀なくされ、必要な医療を受けられずに亡くなるという、痛ましい事例も相次いで報告された。

このような中、国立病院では国や都道府県の要請に応え、新型コロナ専用病床の確保、全国規模での感染拡大地域への医療従事者の派遣等を行ってきた。

また、1月1日に発生した令和6年能登半島地震においても、地震発生直後よりDMAT、DPATによる災害急性期の医療活動を展開するとともに、医療班を継続的に派遣し、被災地における診療を行っている。しかし、国立病院の人員も不足しており、派遣元の病院では、患者に十分なケアができないなどの問題も生じている。

よって、国においては、新型コロナ等の新興感染症対策や大規模災害等の事態に備える医療体制を整え、誰もが安心して医療を受けられる体制を確立するため、次の措置を講じるよう強く要望する。

- 1 国民の命を守るセーフティネットとしての役割を確実に果たし、地域医療の充実を図るため、国立病院の機能を強化すること。
- 2 全国のネットワークを活かし、国立病院が新興感染症や災害医療対策において十分な役割を発揮できるよう対策を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年3月19日

秋田県議会議長 北 林 丈 正

衆議院議長	額 賀 福志郎	様
参議院議長	尾 辻 秀 久	様
内閣総理大臣	岸 田 文 雄	様
財務大臣	鈴 木 俊 一	様
厚生労働大臣	武 見 敬 三	様